

消費者庁の創設について(消費者行政推進会議取りまとめ(平成20年6月13日)資料より抜粋)

消費者行政推進会議取りまとめの概要 ～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～

1. はじめに

- ・ 消費者行政の新組織の創設は、消費者の視点からの真の意味での「行政の改革」の拠点
- ・ 新組織が強力な権限と必要な人員を備えるとともに、消費生活センターの強化充実を前提にした緊密な全国ネットワークが早急に構築される必要
- ・ 新組織の活動の継続的な強化充実には、消費者の声を真摯に受け止める仕組みが不可欠

2. 新組織が満たすべき6原則

- ・ 消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、新組織を創設
- ・ 新たな消費者行政の強化は、消費者に安全安心を提供すると同時に、産業活動を活性化
- ・ 新組織は、以下の6原則を満たすべき

①消費者にとって 便利で分かりやすい

- ・ 生産者サイドから消費者・生活者サイドへの視点の転換の象徴
- ・ 強力な権限と責任、一元的窓口、情報収集と発信の一元化を実現
- ・ 「取引」「安全」「表示」などの問題を幅広く所管

②消費者がメリットを 十分実感できる

- ・ 一元的窓口、執行、勧告などの機能を持つ消費者行政全般の司令塔
- ・ 消費者に身近な問題を取り扱う法律を所管し、その他の法律も関与
- ・ すき間事案への対応や横断的な規制体系の整備のための新法の制定
- ・ 父権訴訟、違法収益の剥奪等、被害者救済のための法的措置を検討

③迅速な対応

- ・ 相談や法執行等に迅速な対応
- ・ 緊急時には、緊急対策本部を設置し、勧告等

④専門性の確保

- ・ 各省庁や民間の専門家の活用等により幅広い「専門性」を確保・育成

⑤透明性の確保

- ・ 審議会的な機関を設置し、新組織や各省庁の行政に消費者の声を反映

⑥効率性の確保

- ・ 消費者の立場から強力な指導力を発揮する機動的な賢い組織
- ・ 地方への権限委譲や関係機関への事務の委任
- ・ 行政組織の肥大化を招かぬよう、機構・定員及び予算を振り替え

3. 消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置

(1)一元的な相談窓口の設置

- ・ 地方の消費生活センター等を一元的な消費者相談窓口と位置づけ、全国ネットワークを構築(共通の電話番号の設置、緊急事案について、代表的な窓口が365日24時間対応し得る体制の構築等)
- ⇒ 地方の消費生活センターを法的に位置づけ

(2)国、地方一体となった消費者行政の強化

- ・ 新組織の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を強化。特に当面、思い切った取組が必要
- ・ 全国ネットワークの構築に伴い、地方の消費生活センターを法的に位置づけることを踏まえ、国は相当の財源確保に努める
- ・ PIO-NET等の国の直轄事業を充実するとともに、地方交付税上の措置や税制上の措置等を検討